

エキサイト株式会社広告掲載基準

更新日:2021年7月12日

目次

- 1. エキサイトの広告倫理
- 2. エキサイトの広告掲載判断とその責任について
- 3. ユーザー保護
- 4. 広告表示
- 5. 薬機法上の広告表示規制
- 6. 掲載できない広告
- 7. 商品、サービス別の掲載基準
- 1. エキサイトの広告倫理
 - エキサイトの品位を汚すものであってはならない。
 - ② 嘘、誤解を招くものであってはならない。
 - ③ 法令に違反するものであってはならない。
 - ④ 社会倫理に沿うものであり、公序良俗に反するものであってはならない。
- 2. エキサイトの広告掲載判断とその責任について
 - ① 広告掲載基準について
 - 本広告掲載基準は、エキサイト内及び提携パートナーのサービス上に配信される広告 に適用される基準です。広告掲載を申し込む広告主はその広告において、本基準を遵守 する必要があります。
 - ② 広告掲載基準と掲載可否判断 当社の個別の判断により決定いたします。本基準に照らしてふさわしくないと判断し た場合は、広告掲載をお断りする場合があります。なお、広告審査においては、その理 由について回答することはできません。
 - ③ 広告の責任について 広告に関する責任は広告主が負うものであり、当社の行う広告掲載に関する判断は、そ の責任を軽減するものではありません。広告掲載を申し込む際には、広告に関する責任

は広告主自身が負うことを承諾したものとします。

3. ユーザーの保護

- ① 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明な広告は掲載できません。広告の主体者を明確にするため、視認可能な大きさで、リンク先に下記の表示をしてください。
 - (1) 主体者の正式名称(主体者を特定できる社名)
 - (2) 主体者の所在地や問い合わせ先(電話番号/メールアドレス)
- ② 広告主ではなくメディアなどの第三者が作成した LP の場合は、リンク先のサイトに広告表記及び広告主体者名の明示を必須とします。
- ③ クリエイティブとリンク先 LP には、関連性が必要です。関連性のないもの(検索キーワードと関連性がないもの、商品やサービスと関連性がないもの等)は掲載できません。
- ④ いわゆる「ステルスマーケティング」に該当する広告(広告であることを消費者に隠した形で行われる広告)は、ユーザーを欺き、情報の信頼性を失わせる点で問題が多いことから、掲載はできません。
- ⑤ その他、下記のようなユーザーを不快にさせたり、混乱させるものは掲載できません。
 - (1) エキサイトのコンテンツと誤認する可能性のあるもの
 - (2) 性的なもの
 - (3) 恐怖感や不安感を与えるおそれのあるもの
 - (4) その他、ユーザーに迷惑となるもの

4. 広告表示

① 不当表示の禁止

商品、サービスの内容が、実際よりも著しく優良であると誤認させたり、事実に相違して他のものよりも著しく優良であると誤認させたりする優良誤認や、実際のものよりも著しく安いと誤認させたり、事実に相違して他のものよりも著しく安いと誤認させたりする有利誤認、その他の不当表示を行わないこと

② 虚偽表示の禁止

事実と異なる虚偽の情報を掲載しないこと

③ 最上級表示

「No.1」「第1位」「日本一」「世界初」などの言葉を使用する場合は、遷移先及びクリエイティブ内に、調査データの出典元、調査機関名、調査年月日を表示してください。

④ 公正競争規約の遵守

業界に公正取引協議会がある場合は、その規約に従った表示を行ってください。

⑤ 比較広告

比較広告を掲載する場合は、下記を満たす必要があります。なお、業界の公正競争規約 で比較表示の基準がある場合はそれに従ってください。

- (1) 比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること
- (2) 比較されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること
- (3) 比較の方法が公正であること
- ⑥ 断定的判断をさせる表示の禁止

商品、サービスの内容について、確実でないものを確実であると誤解させるような表示 を行わないこと

⑦ 消費税に関する表示

価格表示については、消費税法で定められた表示を行ってください。

⑧ 特定商取引法に関する表示

サイト上で金銭の授受がある場合については、特定商取引法で定められた表示を行ってください。

⑨ 不正競争防止法に違反しない表示

商品又はサービスの質、内容、用途、品質、数量等について誤認させるような表示を行わないこと

5. 掲載不可広告

- ① 法律、政令、省令、条例、条約、公正競争規約に違反、またはその恐れのあるもの
- ② 社会規範、公序良俗に反するものや、他人の権利を侵害し、または、他人の迷惑となる下記のようなもの
 - (1) 誹謗中傷するもの、名誉を毀損するもの
 - (2) 著作権や商標権等の知的財産権を侵害するもの
 - (3) 個人情報売買などプライバシーを侵害する恐れがあるもの
 - (4) 他人を差別するもの、人権を侵害するもの
 - (5) セクシュアルハラスメントとなるもの
 - (6) 詐欺的なもの、いわゆる悪質商法とみなされるもの
 - (7) 投機心を著しくあおる表現のもの
 - (8) 非科学的または迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるもの
 - (9) 犯罪を肯定、美化、助長するもの
 - (10) 反社会的勢力によるもの
 - (11) 醜悪、残虐、猟奇的等で不快感を与えるもの
 - (12) 性に関する表現が露骨なもの
 - (13)サービス、商品の内容が不明確なもの
 - (14) 業界で定めるガイドラインなどに違反、または、違反するおそれのあるもの
 - (15) その他、当社が不適切と判断したもの
- ③ 下記のような商品またはサービス
 - (1) 成人を対象とした性的なサービス

- (2) 児童ポルノを連想させるもの
- (3) 売春や援助交際の斡旋、又はこれらの美化、推奨するもの
- (4) 国内で承認されていない医薬品、医療機器
- (5) 脱法ドラッグ、合法ハーブ等と称されるもの
- (6) 偽ブランド品など、ブランド商品の模倣品、偽造品
- (7) 銃器、弾薬、刀剣などの刃物、催涙スプレー、スタンガンなど主に武器として使用 されるもの
- (8) 無限連鎖講(ねずみ講)へ勧誘したり、紹介したりするもの
- (9) 超小型カメラなど、違法な盗聴、盗撮を目的とするもの
- (10) クレジットカードのショッピング枠現金化サービス
- (11)入札権購入型オークション(ペニーオークション等)
- (12) 紙たばこ
- (13) オンラインカジノや海外宝くじなど、日本政府により許可されていないギャンブル 行為
- (14) その他当社が不適切と判断したもの

6. 個別掲載基準

下記の業種、商品、サービスについては、下記に定めるとおり個別の掲載基準を設けるものとします。これらの掲載基準に違反、又は違反するおそれのある場合には、広告を掲載できません。

① 貸金業

下記の掲載基準を満たしているもの

- (1) 貸金業に関連する法律を遵守していること
- (2) 貸金業登録番号の表示があること
- (3) 貸付利率の表示があること
- ② 金融商品取引業、商品先物取引業

下記の掲載基準を満たしているもの

- (1) 監督官庁への登録等が必要な場合は、登録が確認できること
- (2) 費用、取引リスクに関する明確な表示があること
- (3) 各商品の関連団体が定める広告関連規定を遵守していること
- ③ 国家資格を有する業種(弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、税理士) 下記の掲載基準を満たしているもの
 - (1) 代表者氏名、事務所住所、事務所電話番号、代表者の所属会の表示があること
 - (2) 各士業の所属会の定める広告関連規定を遵守していること
 - (3) 取り扱う業務における明確な料金体系の表示があること
- ④ 医療機関

下記の掲載基準を満たしているもの

- (1) 日本国内の医療機関であること
- (2) 所在地、連絡先の表示があること
- (3) 医療法及び「医療広告ガイドライン(※1)」で規定されている内容を遵守していること
- *1: https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-lseikyoku/0000209841.pdf
 - ⑤ 医薬品、医薬部外品、医療機器

下記の掲載基準を満たしているもの

- (1) 医薬品、医薬部外品の場合は、日本国内での承認を受けており、その旨がサイト内に表示されていること
- (2) 医療機器の場合は、日本国内での承認を受けており、医療機器承認番号が記載されていること
- (3) 承認を受けた商品については、認められた効能効果のみを表示することにとどめ、承認を受けていない商品の場合は医学薬学上に認められている範囲を超えないこと
- (4) 薬用化粧品の場合は、認められた効能効果の範囲内で表示すること
- (5) 高度管理医療機器等(コンタクトレンズ等)の場合は、医療機器承認番号の記載をすること
- (6) 「医薬品等適正広告基準(※2)」及びその他のガイドラインを遵守していること
- *2: https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-lyakushokuhinkyoku/0000179264.pdf
 - ⑥ 化粧品
 - (1) 一般化粧品の効能効果の範囲にとどめた表現にすること
 - (2) 医薬品的な効能効果を標榜しないこと
 - (3) 「医薬品等適正広告基準(※3)」や「化粧品等の適正広告ガイドライン(※4)」及び その他のガイドラインを遵守していること
- *3: https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-lyakushokuhinkyoku/0000179264.pdf
- ¾4: https://www.jcia.org/user/business/advertising/
 - ⑦ 健康食品、健康器具
 - (1) 医薬品、医療機器的な効能効果を標榜しないこと
 - (2) 「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について(※5)」及び その他のガイドラインを遵守していること
- %5: https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/pdf/extravagant_a dvertisement_200331_0001.pdf
 - ⑧ 美容・エステティックサロン下記の掲載基準を満たしているもの
 - (1) 施術内容が医療行為にあたらないこと

- (2) 医療行為に該当するような施術やそれを思わせる表示がされていないこと
- (3) 医療行為を行っている場合は、当社の広告掲載基準「医療機関」に準じていること
- (4) 「マイナス○○kg、あなたにも保証します。」など、効果の保証ととれる誇大表示がないこと
- ※右記は医療行為にあたります:レーザー脱毛、ケミカルピーリング、カラーリング(入れ墨行為)、ピアス(身体に穴を開ける行為)など
- 9 治験

下記の掲載基準を満たしているもの

- (1) 製薬メーカーの場合は、日本製薬工業協会に加盟していること
- (2) 治験受託社の場合は、日本 CRO 協会または日本 SMO 協会に加盟していること
- ⑩ 教育関連事業(学校を除く)

下記の掲載基準を満たしているもの

- (1) 会社の実態に問題がないこと
- (2) 必要な資格、免許、許認可等があること
- (3) 就職、資格取得、受験合格等、サービスの利用効果について客観的な裏付けなく虚偽や誇張により利用者を誤認させるおそれがないこと
- (4) 特定継続的役務に該当する場合は、法律に規定された契約手続きがなされていること
- (5) サービスの内容、料金体系が明確であること
- (6) 料金がサービスの内容に比べて著しく高額であったり、利用者に著しく不利益な支 払条件となっていないこと
- (7) 会社都合によるサービス停止に対する補償制度があること
- (1) 能力開発関連商材、情報商材

下記の掲載基準を満たしているもの

- (1) 科学的な根拠データ等を示し、一般的に効果が検証されたものであるとしていること
- (2) 利用者が冷静な判断をできるよう、客観的なデータを適切に盛り込んでいること
- (3) 目的を達成するために必要となる費用総額の表示があること
- ② 代理店募集、フランチャイズ経営者募集

下記の掲載基準を満たしているもの

- (1) 募集者の事業体制、業務内容が明瞭であること
- (2) 応募者が行うビジネスモデルが明瞭であること
- (3) 応募者が開業、運営に必要な資金に関する事項が明瞭であること
- (4) 簡単に高収入が得られるなど、誤解を招くような表記がないこと
- ③ 結婚紹介・出会い(インターネット異性紹介事業)、パーティー業下記の掲載基準を満たしているもの

- (1) インターネット異性紹介の場合、インターネット異性紹介事業規制法に基づき、必要な届出がされていること
- (2) 法律で定められた方法(※6)により、利用者が18歳以上であるかの利用資格を確認していること

%6: https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/deai/regulatory.html

- (3) 有料である場合は、料金体系が明瞭であること
- (4) 交際により、その対価を供与、享受することがないこと
- (5) 会社名称、住所、連絡先、代表者氏名および役職名の表示があること
- (6) プライバシー情報を取得する場合は、プライバシー保護に関する第三者機関の認定 を受けていること
- (7) クリエイティブに「18 歳未満はご利用になれません」「18 未満の利用不可」等の 文言が明記されているもの
- ⑭ 占い、悩み、相談

下記の掲載基準を満たしているもの

- (1) 利用者の生命、身体、財産に対して、過度な不安を与える表現がないこと
- (2) プライバシー情報を取得する場合は、プライバシー保護に関する第三者機関の認定を受けていること
- (3) 利用者が事前にサービス内容を理解するために必要な次の情報の提供があること (ア) 占い師のプロフィール、種類、占いの内容
 - (イ) 占いの利用手順
 - (ウ)料金システム
 - (エ)取得した個人情報の取り扱い方法
 - (オ)退会方法
- 15 政党

下記の掲載基準を満たしているもの

- (1) 広告出稿元が、政治団体設立の届出が完了しており、政党助成法に定義された政党、 その他政治団体、またはそれらに準じる団体であること
- (2) 公職選挙法およびそのガイドラインで規定されている内容を遵守していること
- (3) リンク先のサイトが政党等のサイトであること
- (4) 合理的な根拠なく一方的に主張を展開したり、他を攻撃したりしていないこと
- 16) 選挙

下記の掲載基準を満たしているもの

- (1) 公職選挙法に準ずること
- (17) 宗教

下記の掲載基準を満たしているもの

(1) 所轄庁(都道府県知事、もしくは文部大臣)の認可を受けた宗教法人であること

但し、下記のものは掲載禁止とします

- (ア) 迷信に類することを根拠にしていて、いたずらに読者の不安感をあおるもの
- (イ)信仰による現世利益を強調するもの
- (ウ)他の宗教、宗派を批判または非難するもの
- (エ)公序良俗を乱す恐れのあるもの
- (オ) 募金や物品販売のためのもの
- (カ) その他エキサイトが不適当と認めたもの

18 酒類

下記の掲載基準を満たしているもの

(1) 「お酒、飲酒は20歳を過ぎてから」など、未成年の飲酒を禁止する旨を表示すること

7. 注意事項

- ① 本掲載基準につきましては随時見直しを行い、広告主への事前の通知や承諾なく変更される場合があります。
- ② 本掲載基準を満たさない案件であっても、弊社判断により掲載可とする場合があります。また、本掲載基準に記載がない項目に関しても内容により掲載不可と判断する場合もあります。
- ③ ユーザー及び諸機関からクレームの入る危険性があると判断した場合、あるいはクレームがあった場合、その事実関係が判明するまでは広告掲載を謝絶する場合があります。